# キャリア・コンサルタント能力評価試験に係る能力基準項目等 の見直し (平成23年7月~)

#### 標準レベルキャリア・コンサルタントとは、

- ・一定の要件を満たすキャリア・コンサルタント養成講座(厚生労働省が示した養成モデルカ リキュラムを満たすもの)を受講する等により、キャリア・コンサルタント能力評価試験に 合格した者等
- 多くのキャリア・コンサルタントが到着可能な一対一のキャリア・コンサルティングが可能 なレベルの者等

### 主な見直しの背景

- ① 市場・社会からのキャリア・コンサルタントに対する要請に対し、十分に応えられない部 分があること
- ② ジョブ・カード制度、キャリア教育など、新たにキャリア・コンサルタントが主要な担い 手となることが期待される施策の創設・拡充

#### → 以下のとおり能力要件を拡充・明確化 見直しの内容

0 hb	ه السال		
/1/ 46	力基準		- 77C-
	- <b>ノ</b>   チャッ	- 48 -	 N ZS
	<i>/</i>		

項目	見直しの内容
人事労務管理	人事労務施策・制度の動向・課題、労働者の属性(高齢者・女性・若者)、雇用形態等に応じたキャリア上の課題、企業内のキャリア形成に係る支援制度・能力評価基準、ワークライフバランスの理念の理解 等
職業能力開発	職業能力の要素、学習効果・評価、教育訓練の体系の理解 等
メンタルヘルス	職場環境改善に向けた働きかけ方、精神的疾病の可能性がある者に対する見立てと配慮、相談者の納得を得た上での専門機関へのリファー、職場復帰支援等に当たっての専門家・機関の関与、協働による支援の理解・スキル 等
相談実施過程に おいて必要なス キル	相談実施のいわゆる後半過程における積極的関わり技法の意義・展開の技法、能力開発を行うためのプラン作成とその継続的見直し支援、課題把握を踏まえた相談過程全体のマネジメントスキル 等
キャリア教育	学校教育制度、学校種ごとの教育目標、青少年期の発達課題等に応じたキャリア教育のあり方等の理解、職業適性検査等のアセスメントの種類・対象・実施方法等の理解、若者の職業意識の啓発等のためのグループアプローチスキル 等
若者自立支援	ニート等の若者の発達課題、生活環境や生育歴等の個人的特性による課題の見立てのポイント、職業適性検査等のアセスメントの種類・対象・実施方法等の理解、若者の職業意識の啓発等のためのグループアプローチスキル 等
ジョブ・カードを活 用したキャリア・コ ンサルティング	教育訓練プログラム、能力評価、ジョブ・カード制度に関する理解、ジョブ・カード の作成支援、能力形成機会に恵まれなかった者の自信醸成を促すスキル 等

## ② モデルカリキュラムの時間

130時間程度 → 140時間程度に拡大(※平成23年12月以降は140時間以上) 合計時間